

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
- 二 作業種類
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）
- 三 作業地域
三郷市彦糸三丁目ほか
- 四 作業期間
令和五年六月十四日から令和五年十月三十一日まで